

次期計画（第4次いちかわハートフルプラン）策定方針について

本議題においては、以下のとおり、第4次いちかわハートフルプランの策定方針をお示しいたします。

1 第4次いちかわハートフルプランの概要 ⇒ 詳細は資料1～3ページ

「第4次ハートフルプラン」は、障がいのある方を取り巻くさまざまな問題に対して、市川市が目指すべき基本的な目標を定めるとともに、障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供体制の確保やこれらの円滑な実施に関する計画を定めるため、以下の3つの計画を包含するかたちで策定するものです。なお、「第4次ハートフルプラン」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とするものです。

市川市障害者計画	障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画
市川市障害福祉計画	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画
市川市障害児福祉計画	児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画

2 第4次いちかわハートフルプランの全体構成 ⇒ 詳細は資料4ページ

「第4次ハートフルプラン」は、主に以下の3部構成で計画を策定する予定です。

(第1部) 総論として、本市における障がいのある方の手帳所持者数等の現況を把握し、第3次いちかわハートフルプランの総括を行うとともに、障がい者団体や市川市自立支援協議会等からの意見をとりまとめ、第4次いちかわハートフルプランの策定にあたっての課題を整理します。

(第2部) 「市川市障害者計画」について、その理念や将来像、計画の基本目標を定めるとともに、各施策に共通する横断的な視点や施策推進の方向を明確にし、具体的な施策として取り組む事業を位置づけます。

(第3部) 「第6期市川市障害福祉計画」及び「第2期市川市障害児福祉計画」について、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年5月19日厚生労働省告示）に即した今期の計画期間（令和3～5年度）における障害者総合支援法及び児童福祉法に係るサービスの成果目標及びその活動指標を定めます。

3 第4次いちかわハートフルプラン策定のスケジュール案 ⇒ 詳細は資料5ページ

今後、計画案をより具体的なものにするため、8月～10月頃の間で障がい者福祉専門分科会等を開催し、ご意見をいただきます。また、市民の意見を反映させるため、10月頃にパブリックコメントを実施します。最終的に、これらの意見を踏まえ、第4次いちかわハートフルプラン案を社会福祉審議会に諮問する予定です。